

大井町第6次総合計画(素案)修正箇所

1 地域がつながり地域で育むまち

1 情報の共有

現状と課題

町民・議会・行政が連携・協力した協働のまちづくりを進めていくためには、大井町自治基本条例や大井町情報公開条例に基づき、個人情報の保護に配慮をしながらも、まちづくりに関する情報を提供し、町民の意見やニーズを適切に受け止めていくことが大切です。

本町では、SNSなどの広報機能の充実を図り、町のホームページや広報紙での情報提供に努めるとともに、町政について話し合える場（懇話会など）や、「わたしの提案・意見」により町民の意見やニーズの把握に努めてきました。

今後もこうした施策に取り組みつつ、まちづくりを進める上で必要不可欠な情報を町民にわかりやすく、スピード感をもって適切なタイミングで提供するとともに、一部の人のではなく、より多くの人に、いつでも、だれでも情報の利活用ができるような環境を整備し、情報の共有化をめざしていく必要があります。

削除: まちづくりを進める上で必要不可欠な情報を町民にわかりやすく提供

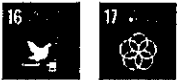
施策の方向

行政情報の提供方法や内容の充実を図るとともに町が保有する情報の透明性や公開性を図り、より一層の町民と町における情報の共有化を推進します。

また、町民の意見やニーズを受け止め、町政に活かし、協働のまちづくりを推進します。

情報の発信（協働推進課）

SNSなど時代に即したツールの活用による広報機能の充実を図るとともに、広報紙、町ホームページや地域情報誌などを活用して町内外へ積極的に情報を発信します。



町民ニーズの把握（協働推進課）

町民と町とが町政について話し合える場（懇話会など）の提供や「わたしの提案・意見」制度の充実を図り、幅広い層からの町民の意見やニーズを把握し、町政に活かします。



情報公開の推進（総務課）

町民の知る権利を保障するとともに、守られる情報としての個人情報に配慮をした上で、情報公開条例に基づいた情報の公開を推進します。いつでも、だれでも、気軽に情報が共有できるように、行政情報の透明性・公開性を高めていきます。



施策の目標

指標	現状値 (2019年度)	目標値 (2025年度)
自治会加入率	76%	78%

削除: 自治会担当職員制度の運用により職員が活動した回数 [1]
 削除: 80

施策における主な事業の展開と役割分担

主な事業の展開

施策・事業名	実施時期				
	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
自治会担当職員制度の運用	事業推進				
自治活動の支援及び助成	事業推進				

行政と町民の役割

行政	自治会担当職員制度の運用
	自治会への加入促進 (支援)
町民	自治会活動の積極的参加
	ボランティア活動への参加

教育環境の整備・充実（教育総務課）

計画的に施設や設備の改修を行い、長寿命化を図るとともに、安全で快適な教育環境を整備します。
また、今後の幼稚園・小学校の運営のあり方について検討します。



幼稚園、保育園、小中学校連携の充実（教育総務課）

子どもの資質・能力を育むために、各校種における連携のとれた教育課程の編成に努めるとともに、校種間における共通活動の理解と情報交換を推進することで、それぞれの円滑な接続に努めます。



学校給食の提供と食育の推進（学校給食センター）

安全安心な給食の提供と、食材と生産者の繋がりに関心を持ってもらうため地場産食材を活用するとともに、学校給食を通じて食育を推進します。

また、給食の提供に支障をきたさぬよう老朽化した設備や備品などの更新を行います。



施策の目標

指標	現状値（2019年度）	目標値（2025年度）
学校教育の質の向上 （校内研究会の実施）	（校内研究会）46回	50回
ICT環境の充実（大型提示装置・実物投影機の整備）	大型提示装置 55台 実物投影機 14台	大型提示装置：小中学校の普通教室に1台 実物投影機：小学校の普通教室に1台 ICT支援員：各学校に1人配置
【再掲】幼稚園・保育園・小学校の連携事業の促進 （連携事業の実地）	10回	10回
地場産野菜の使用率（重量）	36.6%	39%
地場産米の使用月数	—	2月
給食時間等の幼稚園や学校への訪問回数	42回	50回

施策における主な事業の展開と役割分担

主な事業の展開

施策・事業名	実施時期				
	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
学力向上支援事業			事業推進		/
ICT環境整備			事業推進		/
幼稚園・保育園・小学校の連携事業			事業推進		/
地場産食材の活用			事業推進		/
給食を通じた食育の推進			事業推進		/
給食センター施設管理と備品等の更新			事業推進		/

削除: とおした

行政と町民の役割

行政	幼稚園・保育園・小中学校の連携事業の実施
町民	幼稚園・保育園・小中学校の連携事業への参加

4 青少年の育成

現状と課題

近年の情報化の急速な進展などにより、青少年を取り巻く環境が大きく変化しています。このような情報化の進展は、生活に豊かさをもたらしている一方で、青少年の健全な育成に有害な情報も多く、非行や犯罪につながる危険性も考えられます。

青少年の健全育成の重要性について、町民一人ひとりの認識を深め、学校、家庭、地域社会などが連携し、地域全体が協力して取り組んでいく必要があります。

本町ではこれまで、地域の各種団体との連携のもと、青少年の地域行事への積極的な参加の促進や長期休暇中の夜間パトロールの実施などに努めてきました。

また、青少年の体験活動を積極的に促し、集団活動をとおして連帯感を深めて助け合いの精神を養うことができるキャンプやスキーなどを開催してきました。

今後もこれらの活動や様々な行事のさらなる充実を図りながら、青少年がのびのびと健やかに成長することを実現するために、地域全体が一致協力して取り組んでいく必要があります。

施策の方向

社会の変化に対応できる資質と意欲をもち、広い視野をもった青少年を育成するため、学校・家庭・地域などとの連携を図りながら、広く町民の理解と協力を得て、青少年の健全育成を推進します。

健全な青少年の育成（生涯学習課）

情報化の進展で、SNSなどを通じて不特定多数の人との交流により非行や犯罪につながる危険性を防ぐため、青少年の地域行事への積極的な参加の促進や夜間パトロールの実施をすることで、地域全体で青少年を守り支え育てていきます。

削除: インターネットなどを通して



2 商業・工業

現状と課題

本町では、人口減少や高齢化に伴う事業承継問題、大手法人の移転・再編に伴う地域内経済の低迷などにより町内企業及び事業者数も減少傾向にあるなか、県西地域活性化プロジェクトに基づき、地域の活性化につながる拠点施設として、「未病バレー-BIOTOPIA（ビオトピア）」事業を推進してきました。

また、足柄上商工会（大井町商工振興会）との連携により、経営発達支援計画を策定し、経営改善に向けた支援策を講じるとともに、小規模店舗における独自の商業サービスの提供に向け、町内の農産物を使用した新たな特産品の開発や、「地酒で乾杯を推進する条例」の施行により、地域産業の活性化に向けて取り組むなど、様々なイベントの企画・運営を行い、町内外の人々との交流を促進し、商業の発展に努めています。

今後は、空き店舗対策を含め小規模事業者の経営基盤の充実を図るとともに、特産品のさらなるブランド化とPR事業の展開等、消費喚起・販路拡大に向けた取り組みや地域経済の活性化へつながるイベントの開催などの取り組みを強化していく必要があります。

また、地域経済の活性化や雇用の促進を図るため、「未病バレー-BIOTOPIA（ビオトピア）」などとの連携や企業誘致に取り組むとともに、工業に関しては、周辺環境に配慮した特色ある工業の育成に向けて取り組む必要があります。

施策の方向

地域商工業を支える関係団体へ支援を行うとともに、各種交流事業などのイベントの開催、特産品の販路拡大に向けたPR事業やふるさと納税制度の充実による商工業の活性化を図ります。

また、地域の雇用促進のため、企業誘致を推進するとともに、新たな企業と地元企業などとの事業連携に取り組めます。

商業の活性化（地域振興課）

地域経済の活性化を図るため、地域商工業を支える関係団体へ支援を行い、地域産業をPRするイベントを開催するとともに、空き店舗の活用を含め、小規模事業者の経営改善に向けた支援策を講じます。

また、町内産の農産物を使用した加工品などの生産にあたり、農業生産者と商工業者の原材料流通体制を確立するとともに、特産品のブランド化に向け効果的なPR事業を促進し、消費喚起・販路拡大につなげます。

さらに、大井中央土地区画整理事業地内への商業施設の整備を促進します。

削除：集積



3. 土地利用

本町の土地利用を大別すると、平坦部では酒匂川周辺の農地と国道255号及びJR御殿場線などの主要な交通軸に沿った市街地によって形成され、丘陵部では農地や山林といった自然的土地利用が大半を占めていますが、農地や山林としての土地利用が減少し荒廃地化が進行しています。

一方、庁舎北側の大井中央土地区画整理事業などにより、宅地をはじめとした都市的土地利用が増加しました。

今後は、農地や山林の保全を図るとともに、人口減少、少子・高齢化や新たな産業の動向に対応した土地の利活用が求められます。

4. 財政状況

本町の財政状況については、自主財源比率は6割で、残り4割は地方交付税、国県支出金及び地方債などによって賄われています。財政構造の弾力性を示す経常収支比率は83.1%（2018年度）であり、健全化判断比率を見ると、どの指標についても基準をクリアしているなど、安定した財政運営を行ってきました。

今後は、公共施設の維持管理などにより歳出が増加していくことが予想されるため、引き続き人件費、扶助費や公債費等の義務的経費の増加を抑制しつつ、新たな行政需要などへの対応が可能となるよう安定的な財政運営が求められます。

健全化判断比率

	比率			早期健全化基準
	2017年度	2018年度	2019年度	
実質赤字比率 ^{※1}	赤字なし (▲7.33%)	赤字なし (▲8.92%)	赤字なし (▲6.90%)	15%
連結実質赤字比率 ^{※2}	赤字なし (▲19.20%)	赤字なし (▲16.62%)	赤字なし (▲16.59%)	20%
実質公債費率 ^{※3}	▲0.5%	▲1.4%	▲2.3%	25%
将来負担比率 ^{※4}	マイナス算定 (▲85.3%)	マイナス算定 (▲92.3%)	マイナス算定 (▲83.3%)	350%

※1 福祉・教育・道路整備などを行う一般会計の実質的な赤字額が、標準的な収入に対して、どのくらいの割合になるかを示す指標

※2 一般会計・特別会計・企業会計すべての会計の実質的な赤字額の収入に対して、どのくらいの割合になるかを示す指標

※3 借金の返済額やこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示す指標

※4 一般会計の借金の残高や将来支払う可能性のある負担などを指標化し、財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す指標

施策の目標

指標	現状値 (2019 年度)	目標値 (2025 年度)
自治会加入率	76%	78%

削除: 自治会担当職員制度の運用により職員が活動した回数

... [1]

削除: 80

施策における主な事業の展開と役割分担

主な事業の展開

施策・事業名	実施時期				
	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
自治会担当職員制度の運用			事業推進		
自治活動の支援及び助成			事業推進		

行政と町民の役割

行政	自治会担当職員制度の運用
	自治会への加入促進 (支援)
町民	自治会活動の積極的参加
	ボランティア活動への参加

4 将来を見据えた社会基盤と環境のバランスがとれたまち

1 社会基盤

3 上水道

現状と課題

水道事業は、1966年度に町営簡易水道として始まり、その後、統合や拡張事業を行い1999年4月から全町域へ給水しています。事業開始より、40年以上が経過し、耐用年数を過ぎた施設も多く、老朽化した施設や管路の更新・耐震化を計画的に実施し、水の安定供給に努めることが大切です。

また、人口減少や節水機器の普及により給水量の減少傾向が続いている中、給水量に対応した水道事業の健全な経営を維持するため広域化や共同化を検討する必要があります。

施策の方向

水の安定供給のため、老朽化した施設の更新・耐震化を図ります。

また、経営の健全化につとめます。

水道事業計画の見直し（生活環境課）

人口減少や節水傾向などをふまえ、将来の水需要等の将来想定を考慮し、水道事業計画の見直しを行います。



水源の保全（生活環境課）

安全で安定した水を供給するため、水源地周辺における地下水位などの現況把握や水質に影響が懸念されるような土地利用の変化について監視していきます。



施設設備の更新及び耐震化（生活環境課）

水の安定供給を図るため、配水管をはじめ、各施設・設備などについて、老朽化・耐用年数等に配慮しながら更新・改良を推進します。



経営の効率化・健全化（生活環境課）

水道事業運営に係わる経営戦略に基づき、適正な料金の検討を行うとともに、計画的な漏水調査や設備の点検などにより有収率の向上に努め、広域化や共同化も視野に入れ、より一層の経営の効率化、健全化を図ります。



4 下水道

現状と課題

公共下水道事業は、公共用水域の水質の保全及び公衆衛生の向上をめざし、下水道の整備を計画的かつ効率的に推進するとともに、供用を開始した区域の水洗化率の向上を図ってきました。
また、健全な経営を確保するため地方公営企業法の適用を受けています。
今後は、老朽化していく下水道施設について、計画的に修繕・改築などを行っていく必要があります。
経営においても、持続的に安定した経営が図れるよう努めていく必要があります。

施策の方向

計画的な公共下水道の整備・改築を図るとともに、経営の健全化に努めます。

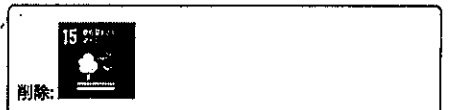
計画的な整備（生活環境課）

公共下水道の整備を計画的かつ効率的に推進するとともに、供用を開始した区域の水洗化率の向上を図ります。



計画的な修繕・改築（生活環境課）

下水道施設の修繕・改築等を計画的かつ効率的に推進するとともに、不明水の侵入や道路陥没などの防止を図ります。



持続的に安定した経営の推進（生活環境課）

適正な使用料の検討を行うとともに、不明水対策や水洗化率の向上を図り、より一層の経営の効率化、健全化に努めるとともに、持続的に安定した経営の推進を図ります。

